

10月から幼児教育・保育の無償化がスタートします

問い合わせ 保育児童課 保育所係(☎内線317、319)
 保育児童課 児童福祉係(☎内線316、318)
 福祉課 障がい福祉係(☎内線323)

無償化の対象範囲や金額は、学年齢、利用施設の種類、保育の必要性の有無によって異なります。また、通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者負担となります。

申請手続きや詳しい内容については、随時ホームページなどでお知らせします。

☞ http://www.city.dazaifu.lg.jp/admin/soshiki/kenkou_fukushi/196/1229/536/mushouka.html



区 分	3歳児*から5歳児	住民税非課税世帯の 0歳児から2歳児
<ul style="list-style-type: none"> 認可保育所 認定こども園 企業主導型保育 	無 償	
認可外保育施設 (保育の必要性の認定がある場合)	月額37,000円までの 利用料を無償	月額42,000円までの 利用料を無償



区 分		満3歳*から5歳児	住民税非課税世帯の 満3歳児*
幼稚園	新制度 未移行園	月額25,700円までの利用料を無償	
	新制度 対象園	無 償	
幼稚園、認定こども園の 預かり保育(保育の必要性 の認定がある場合)		月額11,300円までの 利用料を無償	月額16,300円までの 利用料を無償

※障がい児を対象とした「児童発達支援」(医療型・居宅訪問型を含む)、「保育所等訪問支援」も無償化されます(3歳になった後の4月1日から3年間)。対象となるご家庭には後日通知をお送りしますので、そちらをご参照ください。

※「3歳児」は3歳になった後の4月1日から対象

※「満3歳」は満3歳になった日から対象

